

ざいりゅう し かく ざいりゅう き かん

在留資格、在留期間のこと

がいこくせき ひと がいこくじん にほん はい にゅうこく ざいりゅうしかく ざい
 外国籍の人（外国人）が 日本に 入る（入国する） とき、ひとりひとりに 在留資格と 在
 りゅうきかん
 留期間が

き にほん しかく にほん なが きかん
 決まります。日本に いる ための 資格と 日本に いる ことが できる 長さ（期間）です。

にほん きかん ばすぽーと
 日本に いる ことが できる 期間は、 パスポートに かけられます。

ざいりゅうしかく みと かつどう てつづ
 在留資格で 認めて いない 活動をする ときは、手続きを しなければ なりません。

てつづ ばつ
 手続きを しない ときは、罰が あります。

にほん で めいれい う ばあい きょうせいたいきよ
 日本から 出る ことについて 命令を 受ける 場合も あります。（強制退去といえます。）

ざいりゅうしかく

○ 在留資格

にほん はい にゅうこく にゅうこく なに はい にゅうこくもくてき
 日本に 入る とき（入国する とき＝入国する とき）、何の ために 入るか（入国目的＝

にゅうこくもくてき) 何の ために 日本に いるか（在留目的） によって、入国審査官が

ざいりゅうしかく き ざいりゅうしかく しゅるい がいこくせき ひと しかく
 在留資格を 決めます。在留資格は 27種類 あります。外国籍の 人は それぞれの 資格の

はんい かつどう
 範囲の活動を する ことができます。

ざいりゅうきかん

○ 在留期間

ざいりゅうしかく にほん きかん き
 在留資格に よって、日本に いる ことが できる 期間が 決まります。

がいこくせき ひと ざいりゅうきかん なが にほん
 外国籍の 人は 在留期間 よりも 長く 日本に いる ことが できません。

にゆうこくかんりきょく あんない
< 入 国 管 理 局 の 案 内 >

おおさかしゆつにゆうこくざいりゆうかんりきょくこうべしきょく
大 阪 出 入 国 在 留 管 理 局 神 戸 支 局

じゅうしょ こうべしちゅうおうくかいがんどおり
住 所 神 戸 市 中 央 区 海 岸 通 29 078-391-6377

http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/index.html